

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、上越都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

令和4年10月21日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

- 1 中止となる公聴会の日時
令和4年11月1日（火） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
上越市木田1丁目1番3号
上越市役所木田第一庁舎 401会議室